



# 障害福祉サービス事業所



就労移行支援事業所・就労継続 B 型作業所・就労定着支援

おしごと手習い処

「ワーク・わく」



江戸時代の町並みが残る  
今井町に施設があります

見学に  
来てね

事業所名：多機能施設「ワーク・わく」

所在地：橿原市今井町4丁目4-22 TEL：0744-47-4947

URL：http://workwaku.ksaka.net/ E-mail：workwaku812@gmail.com

本部：NPO 法人キャリアサポートセンター奈良

住所：橿原市葛本町 307-12 アメニティ 24-20A TEL&FAX：0744-29-6776

Eメール：npo-cscnara@celery.ocn.ne.jp

# ◀ 支援内容「ワーク・わく」の特徴 ▶

## ◎就労支援

- 就労に必要なコミュニケーションとマナー  
あいさつをはじめとしてビジネスマナーの基本を実践し身に付ける  
ヒューマンスキル（対人関係能力）を独自のカリキュラムでトレーニング
- 働くことについての理解と継続することの大切さを学ぶ  
ソーシャルスキル（社会生活技能）を独自のカリキュラムでトレーニング  
職業人講話、職場見学、企業実習、などの参加
- パソコンスキルを習得  
タッチタイピングから始め Word、Excel、PowerPoint と習得。仕事に必要なスキルを身に付ける
- 就職活動  
応募書類の書き方指導（履歴書・職務経歴書・自己アピール文）、求職活動同行、個別面接練習、面接同行



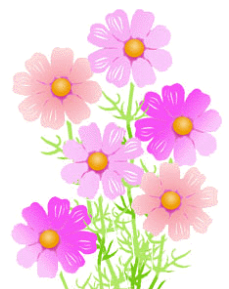
## ◎就労作業

- 施設内就労訓練と施設外での就労実習を多く取り入れる
  - A. 屋内就労  
企業の軽作業受託、サンドブラスト・アクセサリー等手工芸品作り  
名刺作成、オークション代行、データ入力、パソコン修理、操作指導 他
  - B. 屋外就労・「今井青年隊」として作業
    - ① 清掃お助け隊（施設掃除の請負、今井町町並み清掃、町並み再生ネットワーク等と共催）
    - ② イベントお助け隊（フリーマーケット、今井町のお祭り、観光イベント、バザー等参加）
    - ③ ポスティングお助け隊（フリーペーパー等のポスティング）
    - ④ お仕事お助け隊（お店や企業の軽作業の受託及び手芸工芸品の制作、販売）
    - ⑤ お買い物のお助け隊（独居老人等高齢者のお買い物のお手伝い） 他
  - C. 施設外就労・支援  
協力企業工場内作業、インターンシップ、職場体験 他



## ◎生活支援

- 日常生活
  - ・生活スキルの向上（手洗い、歯みがき、食事、身だしなみ等）
  - ・社会生活能力の向上（コミュニケーションスキル、社会資源の活用、交通機関の利用等基礎訓練の応用）
- 本人活動（自己選択、自己決定、自己実現）の活発化（基礎訓練の応用）
  - ・行事の企画運営、利用者会、ワークショップ等
- 地域社会貢献活動
  - ・地域清掃ボランティア等上記「今井青年隊」としての作業
- 余暇活動
  - ・スポーツ、レクリエーション活動の実施
- 行事
  - ・誕生日会、七夕会、クリスマス会等



※主に就労移行支援事業の内容ですが、就労継続B型作業所については就労作業をメインにしたカリキュラムを組みます。

## ● 就労移行支援事業所

### 《施設の目的》

就職を希望しているが、ニート・引きこもり等、就職に困難が認められる方に対し、一般企業への就職をサポートする通所型の福祉サービスです。障害手帳の有無にかかわらず、医師の診断や自治体の判断によりご利用になれます。生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要なスキル及び能力を身に付ける訓練や、就労に関する相談や支援を行うところです。具体的には、就労に向けたトレーニングを受けたり、自分に合った職場を一緒に探したり、就職活動のサポートや相談に乗ってくれます。

### 《定員》

8名

### 《対象者》

「障害福祉サービス受給者証」のある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方。具体的には次のような例が挙げられます。就労を希望する方であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な方。

### 《期間》

最長2年

### 《費用》

利用者とその家族の所得に応じた自己負担が発生します。ただし、費用の1割が上限となります。（ほとんどの方は利用料がかからないのですが、前年度に収入がある方は、その収入に応じて利用料が発生する場合があります）その他に、「ワーク・わく」行事などについての実費負担があります。

### 《工賃》

訓練の一環として実際の企業のお仕事をしていただいた場合は、その仕事量に応じた工賃をお支払いします。（業務量、業務内容により金額は異なります。また、工賃の発生しない場合もあります）

## ● 就労継続B型作業所

### 《施設の目的》

一般企業での就労が難しい方に働く場を提供する施設です。離職された方、仕事をすることで社会的自立を目指したい方へ、仕事を通じて社会参加を促すとともにヒューマンスキル及び職業的能力の向上のために必要な支援を行うところです。B型は雇用契約を結ばず、利用者が作業分のお金を工賃としてもらい比較的自由に働ける”非雇用型”です。

### 《定員》

12名

### 《対象者》

「就労継続支援B型」の支給決定を受けられた方で、作業ができる状態の方。就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方。（身体障害者・知的障害者の方は対象外です）

### 《期間》

各人の作業能力により、必要な期間

### 《費用》

利用者とその家族の所得に応じた自己負担が発生します。ただし、費用の1割が上限となります。（ほとんどの方は利用料がかからないのですが、前年度に収入がある方は、その収入に応じて利用料が発生する場合があります）その他に、「ワーク・わく」行事などについての実費負担があります。

### 《工賃》

生産活動における事業収入から必要経費の一部を差し引いた額を、利用者の能力に応じて分配します。



# ● 就労定着支援

## 《目的》

障害者雇用枠での就労を含め、一般就労をしている障害のある方が働きやすくなるような手伝いをする支援です。就労上の問題解決を支えたり必要な支援を行います。具体的には、「ワーク・わく」の担当者が本人や企業担当者と連絡を取り、現在の職場での環境や生活リズムなどを聞き、どんな課題があるのかを把握します。その上で、障害や不安のある方に対する課題解決のためのアドバイスや、勤務先への訪問、医療機関や福祉機関との連携を図って、働きやすい環境へとつなげます。

## 《対象者》

就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型・生活介護・自立訓練サービスを経て、一般就労をした方。

## 《期間》

利用期間の上限は3年間。就職後6ヶ月は、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所といった、それまでに利用した事業所による職場定着支援が行われます。その後最大3年間が、就労定着支援の期間です。

## 《利用方法》

市区町村の窓口で利用申し込みが必要になります。手続きが不安な方は「ワーク・わく」のほうでサポートをしますので安心してください。

- ①手帳のある方は、お住まいの市区町村の窓口（保健福祉部健康福祉課など）で、障害福祉サービスの支給申請の手続きを行います。
- ②手帳がなく医師の診断や定期的な通院をされている方は、医師に「自立支援医療受給者証」を貰って、お住まいの市区町村の窓口で申請して下さい。

## 《「ワーク・わく」案内図》

